

# 工事成績優秀企業の表彰について

【港湾空港部を除く】

過去2ヶ年（平成22年4月1日～平成24年3月31日）に完成した土木工事の中から、下記のとおり表彰者を選定しました。

株式会社 大島組（本店所在地：新潟県上越市）  
株式会社 鹿熊組（本店所在地：長野県長野市）  
坂本土木株式会社（本店所在地：岐阜県飛騨市）  
株式会社 NIPPON（本店所在地：東京都中央区）  
株式会社 北條組（本店所在地：長野県長野市）

## 1 目的

工事成績優秀企業の認定は、過去2ヶ年に完成した北陸地方整備局所管の土木工事に関し、その工事成績評価が優秀であって、他の模範となるものを選定し認定することにより、工事成績評価の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図ることを目的としています。この中で、特に工事成績評価が優秀な企業を工事成績優秀企業として認定しています。

## 2 対象工事

対象工事：北陸地方整備局発注工事で、過去2ヶ年（平成22年4月1日～平成24年3月31日）に完成した土木工事のうち、下記の工事を対象とする。

- ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事
- ④セメント・コンクリート舗装工事 ⑤プレストレスト・コンクリート工事
- ⑥法面処理工事 ⑦河川浚渫工事 ⑧グラウト工事 ⑨杭打工事
- ⑩維持修繕工事

## 3 選定要件

対象企業：過去2ヶ年に上記工事の実績を3件以上有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績として各々の企業に算入する。）

認定条件：上記企業について、企業毎の工事成績評価の平均点を算出し順位付けを行い、平均点が80点以上の企業、もしくは上位企業を認定する。

## 4 認定優秀企業に対する措置

評価優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

### ① シール等の使用

「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」、「ピンバッジ」を使用できる。（ただし、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）



## ② 認定ロゴマークの使用

「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示できる。（ただし、「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」については、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）

## ③ 中間技術検査の減免

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事について、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。（ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。）

なお、中間技術検査の実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

## ④ 総合評価落札方式での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事における総合評価落札方式の評価項目として活用する。

※ 上記③の適用については、「2 対象工事」の10工種による発注工事に限るものとする。

また、共同企業体を構成する全ての企業が認定優秀企業の場合、上記①～④について適用できるものとする。

## 5 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後1年間（以下、「有効期限」とする。）とする。（今年度については、平成24年8月1日～平成25年7月31日とする。）

また、「4 認定優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は、下記のとおりとする。

- ・①、②の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。（ただし、「ピンバッチ」や認定ロゴマーク入りの「企業の名刺」については、有効期限内とする。）
- ・③の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期限内において措置を適用できるものとする。

## 6 認定優秀企業の資格失効

適用期間内に下記の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

- ①北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合。
- ②北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。

# 工事成績優秀企業の表彰について

## 【港湾空港部】

過去2カ年（平成22年4月1日～平成24年3月31日）に完成した土木工事の中から、下記のとおり表彰者を選定しました。

株式会社 半澤組 （本店所在地：福井県）

### 1. 目的

工事成績優秀企業の認定は、過去2カ年に完成した北陸地方整備局所管の土木工事に関し、その工事成績評価が優秀であって、他の模範となるものを選定し認定することにより、工事成績評価の透明性確保と民間事業者の技術力の一層の向上を図ることを目的としています。

この中で、特に工事成績評価が優秀な企業を工事成績優秀企業として認定しています。

### 2. 対象工事

対象工事：北陸地方整備局発注工事で、過去2カ年（平成22年4月1日～平成24年3月31日）に完成した土木工事のうち、下記の工事を対象とする。

- ①空港等土木工事、②港湾土木工事、③港湾等しゅんせつ工事、④空港等舗装工事、⑤港湾等鋼構造物工事

### 3. 選定要件

対象企業：過去2カ年に上記工事の実績を3件以上有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績として各々の企業に算入する。）

認定条件：上記企業について、企業毎の工事成績評価の平均点を算出し順位付けを行い、平均点が80点以上の企業、もしくは上位企業を認定する。

### 4. 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

#### ① シール等の使用

「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」、「ピンバッジ」を使用できる。（ただし、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）



ロゴマーク

② 認定ロゴマークの使用

「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示できる。

（ただし、「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」については、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）

③ 総合評価落札方式での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事における総合評価落札方式の評価項目として活用する。

※ 上記③の適用については、「2. 対象工事」の5工種による発注工事に限るものとする。

また、共同企業体を構成する全ての企業が認定優秀企業の場合、上記①～③について適用できるものとする。

5. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期間は、認定した後1年間（以下、「有効期限」とする。）とする。（今年度については、平成24年8月1日～平成25年7月31日とする。）

また、「4. 認定優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は下記のとおりとする。

- ・①、②の適用期間は、有効期限内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。（ただし、「ピンバッチ」や認定ロゴマーク入りの「企業の名刺」については、有効期限内とする。）

6. 認定優秀企業の資格失効

適用期間内に下記の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

- ①北陸地方整備局発注工事の工事成績評定で65点未満となった場合。
- ②北陸地方整備局発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③北陸地方整備局管内において、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とするべきと判断した場合。